

チャレンジ鹿児島労働局（22年10月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

9月の有効求人倍率は 0.44倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の9月の有効求人倍率(季節調整値)は0.44倍となり、前月(0.43倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.78倍となり、前月(0.68倍)を0.1ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比 18.5%の増と8ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(10.4%増)は8ヶ月連続の増加、製造業(15.5%増)は再び増加、運輸業、郵便業(2.5%増)は3ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(17.6%増)は3ヶ月ぶりに増加、宿泊業、飲食サービス業(5.6%増)は7ヶ月連続の増加、医療・福祉(20.1%増)は8ヶ月連続の増加、サービス業(40.6%増)は2ヶ月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月比 4.7%の増と2ヶ月連続の増加となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(16.5%増)は7ヶ月連続の増加となりました。また、離職求職者(0.6%増)は2ヶ月連続の増加、無業求職者(5.5%増)は3ヶ月連続の増加となりました。

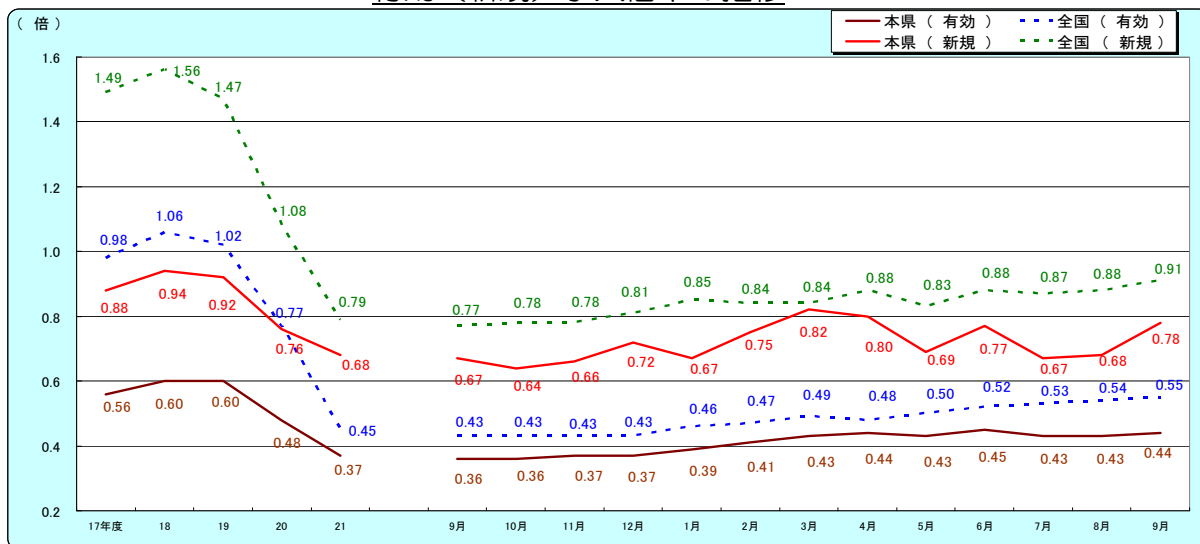
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(6.6%減)は10ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(6.4%増)は2ヶ月連続の増加となりました。

政府の10月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と1年8ヶ月ぶりに基調判断を下方修正しました。一方、雇用情勢については依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きがみられると報告されています。

鹿児島県の雇用情勢は依然として厳しく、新規求人では主要産業の殆どで前年同月と比べ増加しているものの、前年の反動や、緊急雇用対策事業求人の下支えもあり安定的な求人増とは判断し難い状況です。一方、新規求職者数は前年同月比で増加し、有効求職者数は前年同月比で3.3%減少しているものの、平年と比べると依然として高水準で推移していることから、今後の動きについては、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、緊急的な支援措置、緊急雇用創造プログラムの推進を柱とする緊急雇用対策や9月10日に閣議決定された、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」に盛り込まれた雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。
(職業安定部職業安定課)

有効(新規)求人倍率の推移



「労働時間適正化キャンペーン」の実施について 〈労働時間無料相談ダイヤルの設置〉

厚生労働省では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間と定め、長時間労働を抑制し、過重労働による健康障害の防止と賃金不払残業の解消のための啓発強調期間と位置づけています。

鹿児島労働局では、この期間中の来る11月6日(土)に、

労働時間相談ダイヤル(0120-794-713)

を設け、労働時間に関する電話による無料相談を受け付けます。

キャンペーン期間中には、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化及び改正労働基準法の周知に向けて、使用者団体及び労働組合に対する協力要請、リーフレットの配布等による周知・啓発の実施などにより、労使等の主体的な取組を促すこととしています。

(労働基準部監督課)

日 時:平成22年11月6日(土) 午前9時～午後5時

相談方法:電話相談(フリーダイヤル0120-794-713)
なくしましよ 長い残業

※ 相談に係る通話料は無料です。

平成21年度において、鹿児島労働局管内の労働基準監督署の指導により不払いであった割増賃金が支払われた事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払がなされた企業数は、14企業、対象労働者数は762人、支払われた割増賃金の合計は3,989万円となっています。

(注)賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいいます。

平成22年度上半期（4月～9月） 個別労働紛争解決制度の利用状況を発表

個別労働紛争解決制度の利用状況（平成22年度上半期）

1 民事上の個別労働紛争相談件数	2, 203件（24.0%減）
2 助言・指導申出受付件数	83件（22.4%減）
3 あっせん申請受理件数	38件（9.5%減）

（増減率は平成21年度上半期との比較）

鹿児島労働局では、個々の労働者と事業主との間のトラブルを未然に防止し、した場合にもできるだけ迅速に解決するため、鹿児島労働局企画室のほか、県内の労働基準監督署に総合労働相談コーナーを設けて、労働問題に関するあらゆる談を受け付けております。

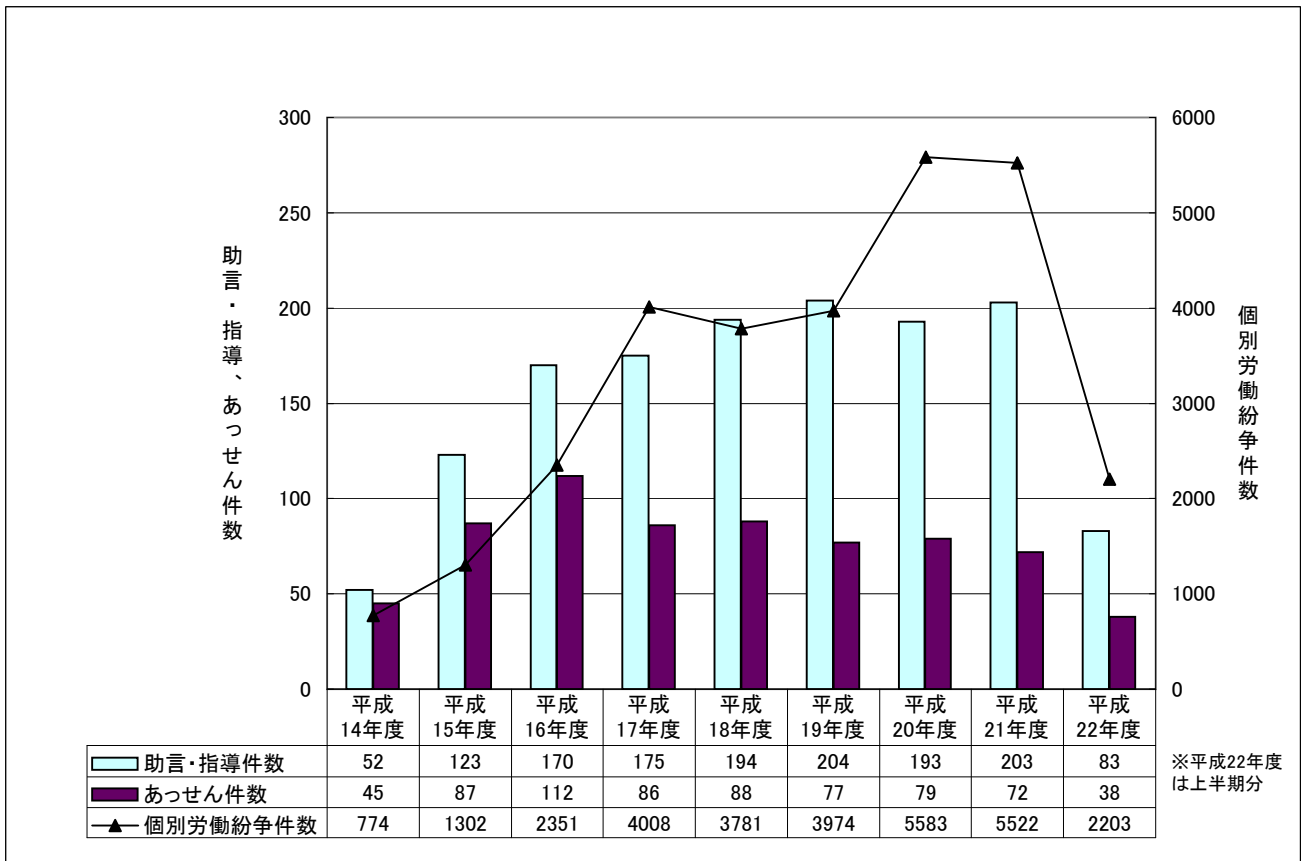
平成22年度上半期の相談件数をみると、労働関係法令上の違反を伴わない「民事上の個別労働紛争相談」は2, 203件で、リーマンショックが発生し過去最高の相談件数となった20年度下半期（3, 183件）と比較すると、30.8%（980件）減少し、平成20年度上半期以前の水準に落ち着きつつあります。特に、相談件数が最も多い「解雇」の相談割合は、平成20年度上半期22.9%、同下半期26.3%、21年度上半期27.5%、同下半期26.7%、22年度上半期24.4%と、20年度上半期と同水準に落ち着きつつあります。

助言・指導の受付件数は、21年度年間の203件に対し、22年度上半期83件と減少傾向にあります。

あっせん申請受理件数は、21年度年間の72件に対し、22年度上半期38件と、ほぼ横ばいの状況です。

（総務部企画室）

労働相談件数の推移



個別労働紛争及び助言・指導の内訳

